

令和8年 第3回農業委員会議事録

令和8年3月25日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

1 番 (齊藤 智実) 5 番 (西塚 喜行) 19 番 (星川 礼子) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 報第 4号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 5号 | 令和8年度尾花沢市農作業標準賃金について |
| 議第 7号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第 8号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第 9号 | 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について |
| 議第10号 | 尾花沢市農業委員会「令和8年度最適化活動の目標の設定」について |

令和 8 年 第 3 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 3 回通常総会を 3 月 2 5 日（水）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。1 番齊藤智実委員、5 番西塚喜行委員、1 9 番星川礼子委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 6 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。今年の冬は 1 月頃は大変な大雪で、春先の農作業の遅れの心配がされましたけれども、3 月に入ってから天候に恵まれ大変暖かい日が続き、去年より残雪の量が少ない状況ですので、農作業の方も順調に進むのではと思います。皆さんこれから忙しくなりますけれども、体には十分注意してケガのないように気を付けて作業されるようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和7年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番西塚孝也委員、7番高橋央委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は10件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが4件、条件を変更し同人へ貸借するものが1件、別人への売買が2件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが2件、同人へ贈与をするものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第5号「令和8年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは私より、報第5号「令和8年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は7頁、8頁です。

3月12日に、令和7年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会を開催しました。当協議会は、鈴木会長を協議会会長とし、農業委員会から星川敬夫職務代理、本間農政専門委員長を、他に農作業受託農家代表2名、農作業委託農家代表2名、ほかに関係機関から、北村山農業技術普及課、みちのく村山農協、山形県農業共済組合の方々を委員として委嘱しています。農作業受託農家代表として、農業委員の高橋央委員が委嘱されております。その協議会で農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。

算定の経過ですが、指標としております、山形労働局、労働基準監督署で示した山形県の1時間あたりの最低賃金は、6年10月は955円でしたが、7年10月時点では、1,032円、77円の上昇となりました。電気代、使用電力料金、水道代は据置きでした。燃料代は指標としていますレギュラーガソリン、軽油、灯油について、算定対象期間としている4月から10月の期間では、前年の同じ期間と比べて、レギュラーガソリンと軽油は2円増、灯油は7円増となりました。これらを勘案して、令和8年度の農作業標準賃金を議案書8頁記載のとおり策定協議会で決定しました。各作業賃金隣の括弧書きは、前年との比較です。

なお、この標準賃金ですが、あくまでも標準として提示するもので、最終的には農地の条件や作業内容等を含めて委託者と受託者との間で決定していただきます。

内容をご承認いただければ、市報4月1日号に、先月承認されました令和7年の賃借料情報とともに掲載する予定です。以上、報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、2番 近藤剛委員、7番 高橋央委員、12番 伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(2番 近藤委員 退席)

(7番 高橋委員 退席)

(12番 伊勢村委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」今月申請のありました案件に

ついてご説明いたします。所有権の移転が14件、賃貸借権の設定が26件、使用貸借権の設定が1件です。

9頁から13頁が所有権移転分です。

12頁のNo.1から14頁のNo.14までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが8件、労力不足によるものが1件、相手方の要望によるものが1件、その他の贈与が4件です。

14頁からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが8件、労力不足によるものが8件、高齢化による経営縮小が5件、耕作不便によるものが1件、相手方の要望によるものが2件、兼業による経営縮小が2件です。

最後に23頁が使用貸借権の設定です。申請事由ですが孫に権利設定をしておりましたが子へ設定し直すとのことでした。

No.1からNo.41は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。2番 近藤剛委員、7

番 高橋央委員、12番 伊勢村孝之委員復席願います。

(2番 近藤委員 復席)

(7番 高橋委員 復席)

(12番 伊勢村委員 復席)

(議 長)

次に、議第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、本間俊悦 委員の報告・説明を求めます。

(11番 本間委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第9号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第9号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
議案書28頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が14件、使用貸借が3件、特例事業による所有権移転が2件です。申請地は農振農用地区域内が117,382㎡で、このうち尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が6,243㎡、福原地区の地域計画に含まれている農地が31,906㎡、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が22,176㎡、常盤地区の地域計画に含まれている農地が53,245㎡、未編入の農地が3,812㎡です。

対象人数は賃貸借が出し手14名、受け手6名、使用貸借が出し手3名、受け手3名、所有権移転が出し手2名、受け手1名です。

借賃の値幅は下段中央のとおりです。

29頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を

求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第10号「尾花沢市農業委員会令和8年度最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

議第10号「尾花沢市農業委員会令和7年度最適化活動の目標設定について」ご説明いたします。議案書は39頁からです。報告様式が縦になっておりますので、議案書を縦にご覧ください。

1・農業委員会の状況でございます。令和8年4月1日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきまして、公表されている直近の数値ということで、2020年の農林業センサスより記載しています。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては、市内で203の経営体数です。その下段になりますが、農業委員の体制につきましては、現体制のものを記載しています。

40頁から最適化活動の目標です。1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進 の3項目あり、それぞれに、現状及び課題と目標記載しております。

農地の集積ですが、現状の令和7年3月末では70.0%の集積率となっており、令和6年3月末時点の68.8%から1.2ポイント上昇している状況です。なお、未確定で

ありますが、令和7年度末時点での集計では、71.1%と見込んでおります。なお、見込としておりますのは、毎年2月末に国から「担い手への農地の集積状況の調査」が行われますが、国からの指示で修正する場合がありますので、暫定的なもので、確定ではないという意味です。最終的な目標80%に向けて、地域計画の実現・見直しにより再度集積、集約化を進めていきたいと考えております。

次に遊休農地の解消ですが、現在16.0haの面積を把握いたしております。遊休農地を解消するため、農地パトロールの実施、荒廃農地の再生支援等啓発に努めてまいります。

次に新規参入の促進ですが、令和7年度の新規参入者いわゆる新規就農者は6経営体で、経営面積の合計が22.58haです。過去2年に比べて面積が大きく増えていますが、これは親が経営していた農地を引き継ぐため新規就農した方や、前の耕作者の経営面積をそのまま引き継いだことによるものです。

以上を受けまして、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は毎月10日以上、活動強化月間は10月から12月までの3ヵ月間という設定にしております。

新規参入相談会への参加回数については、确实と見込まれる分として1回としたところ です。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきまして、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、農業会議の確認を受けて県へ提出することとなっております。併せまして、尾花沢市のホームページでの公表を行うこととなっております。なお、39頁や40頁の耕地面積などの数値は、今日以降国から公表された場合には入れ替えることもありますのでご了承いただきたいと思います。以上の件につきまして、審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年3月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員
